

男女共同参画会議（第58回）

議 事 録

内閣府男女共同参画局

男女共同参画会議（第58回）

議 事 次 第

日 時 令和元年6月4日（火）17：00～17：22

場 所 総理大臣官邸4階大会議室

1. 開 会

2. 議 題

「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」について

3. 閉 会

○男女共同参画担当大臣　それでは、ただいまから第58回「男女共同参画会議」を開催いたします。大変御多忙の中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、御報告をさせていただきますが、先日、5月29日に、「女性活躍推進法等の一部改正法案」が参議院本会議にて可決され、成立をいたしました。この法改正によりまして、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大され、事業主の情報公表も強化をされます。

政府といたしましては、今後、改正法の円滑な施行を図り、あらゆる分野における男女共同参画推進のための取組を一層強化してまいります。

また、「配偶者暴力防止法」を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正法案」につきましては、与野党で修正協議が行われ、先般、5月28日に衆議院で可決されました。

今後、参議院での審議にしっかりと対応してまいります。

さて、議事に入らせていただきますが、本日は「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」を議題といたします。これは、今後、政府で決定することとなる「女性活躍加速のための重点方針2019」に盛り込むべき施策について、男女共同参画会議の御意見として取りまとめるものでございます。

この「重点取組事項」につきましては、本年4月以降、「重点方針専門調査会」及び「女性に対する暴力に関する専門調査会」において精力的に議論を重ね、案を取りまとめたいただきました。

本日は、重点方針専門調査会長である佐藤議員から、この「重点取組事項」の案について御説明をお願いいたします。

○佐藤議員　どうもありがとうございます。

お時間をいただきましたので、お手元の資料1-1に基づいて「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項（案）」の概要について御説明させていただきます。

資料の右側部分の3つの考え方。1つは「人生100年時代において、多様な選択を可能とする社会の構築を目指す」などは、4月8日に開催されました男女共同参画会議において、片山大臣が重点方針2019の策定に向けて示された策定方針です。

重点方針専門調査会では、この3つの方針に従い「女性活躍加速のための重点方針2019」に盛り込むべき事項について検討してまいりました。

最初に資料の左側Ⅰの女性の活躍を支える「安全・安心な暮らしの実現」について御説明させていただきます。ここの部分は3つの項目からなります。

まず「女性に対するあらゆる暴力の根絶」では、民間シェルター等における被害者支援のための取組促進、DV対応と児童虐待対応との連携強化、加害者更生プログラムを含む包括的な被害者支援体制の構築などの取組が必要としています。今後、DVを初めとする複合的な困難により、生きづらさを抱える女性に対する支援を政府一体となって推進するとともに、女性支援のための民間シェルターなどの実態や課題の把握を行い、パイロット事業

としての先進的な取組への支援を行っていくこととしています。

次に「生涯を通じた女性の健康支援強化」では、子宮頸がん・乳がん検診等の更なる普及や、更年期における相談等ライフステージに応じた健康保持の促進などを挙げております。

「困難を抱える女性への支援」では、様々な困難を抱える女性等のニーズに寄り添って活動しているNPO等の取組への支援や、予期せぬ妊娠等への相談支援などの取組について取り上げています。

2つ目の柱のⅡは、資料の右側の「あらゆる分野における女性の活躍」で5項目からなります。

最初の項目の「地方創生における女性活躍の推進」では、東京圏への転入超過が男性よりも女性に顕著であることを踏まえて、官民連携型のプラットフォームの設置・活用を通じた女性等の新規就業支援や、女性にとって魅力的な地域づくりに向けた取組などを挙げています。

次に「女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進」では、女性活躍推進法の改正によって、行動計画策定等の義務対象となる中小企業への支援や女性活躍情報の「見える化」の促進、さらに女性の学び直しや就業ニーズの実現などの取組を挙げています。

「男性の暮らし方・意識の変革」では、企業や国・地方公共団体における「男の産休」や男性の育児休業等の取得促進などを挙げております。

「政治分野における女性の参画拡大」では、諸外国の取組を含めた実態の調査・情報提供や、地方公共団体における好事例の収集などを挙げています。

「あらゆる分野における女性の参加拡大・人材育成」では、医師の働き方改革、女性役員の登用拡大、国際会議における議論への参画と日本の取組の充実及び発信などを挙げています。

最後の3つ目の柱は、資料の左下の「女性活躍のための基盤整備」で4項目からなります。

「女性活躍の基盤となるジェンダー統計の充実」では、地域におけるジェンダー統計の重要性の理解と作成・活用の促進などを挙げています。

「子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進」では、子育てや介護基盤の整備、さらに幼児教育・保育・高等教育の無償化などを挙げています。

「性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応」では、学校教育段階からの男女共同参画意識の形成を図るためのライフプランニング教育プログラムの開発などを挙げています。

最後に「女性活躍の視点に立った制度等の整備」では、働く意欲を阻害しない制度等のあり方の検討や、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の改定を挙げています。

私からの説明は、以上です。どうもありがとうございました。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移らせていただきます。

有識者議員の方々からお願いいたします。お時間の都合上、恐れ入りますが、1分以内ということをお願いいたします。

初めに、青井議員、よろしくお願いいたします。

○青井議員 丸井グループの青井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

私からは、男性社員の育児休業取得の促進につきまして、一言だけお話をさせていただきます。

今回いただいた資料の中にも、男性の育児休業の取得は上昇傾向にあるものの、いまだ低い水準にあるとございましたけれども、私どもでは、2014年ぐらいから女性活躍推進プロジェクトというものを、自ら手を挙げて参加した社員を中心にやっておるのですが、そのプロジェクトは7つのKPIを掲げておりますが、その中の1つが育児休暇の取得でございます。

おかげさまで、これは、2年前から100%、完全取得を実現しております、去年も達成できました。

これをどうやってやったかと言いますと、実は非常に簡単な一言でして、これを少し御紹介させていただきたいのですが、以前は、部下が上司に子供が生まれましたと報告しますと、上司は「そう、良かったね、おめでとう」と言っていたのですが、プロジェクトに参加した店長が話し合いをしまして、もう一言つけ加えることにしました。「おめでとう、それで、育休はいつから取るの」というのを一言だけ加えたら、その年から完全取得が実現しまして、去年もできました。

こんな簡単なことでと思われるかもしれないのですが、意外となかなか進まなくて苦労していらっしゃる企業、職場が多いと伺いましたので、どんな職場でも共通で使えるのかなと思ひまして、御紹介させていただきました。

私からは、以上でございます。ありがとうございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、高橋議員、お願いいたします。

○高橋議員 私は、児童虐待問題について意見を申し上げたいと思います。

厚生労働省の児童虐待死の事例報告が出たのですが、これは、「加害者の動機」のほぼ半数は、実は子供の存在の拒否などの親自身の問題であるということが明らかになっております。

今日の資料1-2の29ページの最後の行に、若干そのことに関連する記述があるのですが、「子供への虐待は子育ての孤立化等の親が抱える問題とも関係し得ることから、児童虐待防止への」云々と書いてございまして、この表現では、余りにも不十分ではないかと思ひます。

この度の児童虐待防止法の改正法において、虐待をした親に医学的、心理的な知見に基

づく指導を行うよう努めるという規定が盛り込まれたようでございますが、台湾では2003年に家庭教育法が制定されまして、日本の文部科学省に当たる台湾の教育部の認証審査会が認証した家庭教育専門職が、昨年4月現在で2,316名おります。アメリカのノースカロライナ州では、家庭支援の専門職が親支援を行って、児童虐待が6割減少したという報告もあります。

児童虐待問題について、科学的知見に基づく保護者の指導・支援のできる家庭教育専門職の養成と配置が緊急課題であるということを申し上げたいと思います。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、辻村議員、お願いいたします。

○辻村議員 今年、第4次男女共同参画基本計画の最終年ですので、これまでの成果と課題を検証する必要があると考えております。

これまでは、確かに2017年まで経済分野の女性活躍推進を前面に出して成果を上げてきたわけですが、やはり、日本の男女共同参画が進まない根源が大変深いところにあることが明らかになったのではないかと考えております。

セクシュアル・ハラスメントやDVを容認するような家庭環境や雇用慣行、性別役割分業構造自体、それが影響していることが明らかになっておりまして、この重点方針におきましても、2018年度からは安全・安心の問題が冒頭に来るようになってきています。今回の2019年版でも、セクハラ対策など、根源的な視点に立った政策が必要であると考えております。

また、昨年法律が制定された政治分野につきましても、ポジティブ・アクションなど、今後、政策に当たって重視しなければならないと考えております。

よろしくお願いいたします。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に納米議員、お願いいたします。

○納米議員 女性に対する暴力の専門調査会の委員を仰せつかっている立場から、DVへの対応について2点申し上げたいと思います。

関係機関の広域連携と、重大事例の検証の必要性についてです。

今般の改正法で虐待を受けた児童が管轄外に転居する場合には、児相同士でもって情報を共有する旨が法律に書かれようとしている、そのことは承知しております。実は、私の勤務先は、男女センターでして、配暴センターの業務も担っております。普段から虐待の通告は行っております。相談者が転居する場合、現在地と転居先の児相、そして配暴センターが緊密に連携をとってケースワークしていく必要がございます。ですので、児相への通告の励行と児相同士の情報共有だけでは不十分だと思うのです。児相と配暴が共同歩調をとってケースワークしていくことがキーワードだと思います。

2点目ですが、現在、虐待については法に基づく重大事例の検証が行われておりますが、DVについては重大事例の検証が行われておりません。そこで、虐待の重大事例の検証のと

きに、DVの観点がどのように盛り込まれているのか、あるいはいないのかについて具体的に検証していただきたいと思うのです。その過程で、児相と配暴の連携の問題も見えてくるはずではないかと思えます。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、松田議員、お願いします。

○松田議員 福津市の松田でございます。

SDGsの視点から、非正規雇用などに見られます不合理な待遇差を解消する施策というのは、女性の働き方の選択肢を増やすとともに、ディーセント・ワークを推進すること、女性の貧困を防ぐことにもつながりますので、SDGsの達成に貢献する重要な視点だと思えます。

また、女性たちがSociety 5.0あるいは5Gが可能にする働く環境や学ぶ環境の恩恵を受けるためにも、また、今、政府が取り組んでいるスーパーシティ構想の実現にも、女性の積極的な参画が欠かせませんので、質の高い高等教育を受ける機会が少なかった世代や年代の女性たちに、特にデジタル価値を高める施策が必要だと思えます。

なお、入国管理法の改正により、外国人労働者の増加が見込まれる中、在留外国人女性労働者に対するハラスメントへの対応や、困難な状況に陥った際に、彼女たちを支援する民間のNPOあるいはNGOの財源支援もあわせて進めていく必要があると思えます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

芳野議員、お願いいたします。

○芳野議員 連合の芳野でございます。

女性活躍加速のための重点方針に関して意見を述べたいと思えます。

女性に対するセクシュアル・ハラスメントや暴力は重大な人権侵害であり、許されるべきものではありません。今年のILO総会における、職場におけるあらゆる暴力とハラスメントの根絶に関する条約の議論に際し、日本政府には、条約の支持はもちろんのこと、国内法での禁止規定の整備を強く求めたいと考えております。

また、男女間賃金格差、高齢単身女性の貧困、CEDAWの選択議定書の批准、選択的夫婦別姓制度の早期導入、男性の家事・育児参画の推進など、女性活躍を阻む課題は山積しております。男性中心型労働慣行が色濃く残る中で、長時間労働の是正、固定的性別役割分担意識の払拭が、女性活躍加速には不可欠であるということを改めて申し添えたいと思えます。

以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 次に、吉村議員、お願いいたします。

○吉村議員 山形県知事の吉村美栄子です。

人口の半分を占める女性も活躍することが、まさに地方創生、日本再生の切り札であると考えておりますので、女性も安心して働き続けられる基盤を社会全体で整えていくため、

2点提言いたします。

1点目は、放課後児童クラブについて、低所得者層や多子世帯に対して利用料の軽減措置を創設することです。

2点目は、女性の活躍を阻害している要因の1つがハラスメントでありますので、雇用の場以外にも広げて、セクハラ禁止を明文化し、パワハラも含めた、あらゆるハラスメントを社会全体で根絶していくことが必要であります。そのため、小さいころから「人として互いに尊重し合う、ともに支え合いながら社会貢献することが大事」という教育をすることで、ハラスメントの防止と男女共同参画意識の醸成が図られますので、政府で開発するライフプランニング教育プログラムにも、その視点を盛り込んで、全ての子供が学ぶようにすべきと考えます。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

続きまして、閣僚の皆様から御発言をお願いします。

まず、柴山文部科学大臣、お願いいたします。

○柴山文部科学大臣 委員の方々の御指摘も踏まえさせていただき、文部科学省においては、男女が差別なく将来の多様な進路や職業などの選択を可能にするための教育プログラム等の開発、学校教育分野の女性活躍推進の観点からも重要となる学校における働き方改革、女性の社会参画を支援するリカレント教育の充実を進めてまいります。

加えて、科学技術、学術分野における女性人材の育成支援、スポーツ分野における女性の活躍促進、女性差別などの不適切入試を受けて策定をした公正確保のためのルールの周知徹底等にも取り組んでまいります。

なお、先ほど、家庭教育の支援についても御指摘がありましたけれども、地域人材を中心とした家庭教育支援チーム等による身近な地域における家庭教育に関する学習機会の提供や、保護者への相談対応などにも取り組んでまいります。

文部科学省といたしましては、男女共同参画、女性活躍の推進に向けた重点取組事項に盛り込まれた施策を着実に実行してまいります。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 次に、新谷厚生労働大臣政務官、お願いいたします。

○新谷厚生労働大臣政務官 厚生労働省では、委員の方々からいただいた御意見を受けとめまして、女性活躍推進のために、主に次に申し上げます3つの分野に取り組んでまいります。

まず、1つ目としまして、女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現。このため、先日成立した女性活躍推進法等の改正法を踏まえた職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策の推進や、予期せぬ妊娠などにより不安を抱えた若年妊婦への支援、これなどを進めてまいります。

また、2つ目としまして、あらゆる分野における女性の活躍のため、先ほど申し上げた

改正法を踏まえた女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等の取組の推進や、女性医師等の支援の強化などを通じて、女性が活躍しやすい環境の整備に取り組んでまいります。

最後3つ目としまして、女性活躍のための基盤整備としましては、子育て、介護の基盤整備などを推進してまいります。

以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

御意見は、まだ尽きないかとは存じますが、お時間の関係もありますので、お手元の案のとおり、「重点取組事項」を決定いたしたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高橋議員 私は、先ほど指摘した29ページの最後の表現だけは、是非、再検討をお願いしたいと要請したいと思います。「関係し得る」というのは、認識不足も甚だしいと、私は思います。

○男女共同参画担当大臣 では、そちらのほうは、今の御指摘も踏まえてまとめさせていただきたいと思います。

○高橋議員 よろしく申し上げます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、決定をいたしましたということで、ここでプレスが入りますが、よろしゅうございますか。

(プレス入室)

○男女共同参画担当大臣 それでは、最後に、議長である菅官房長官から御発言をいただきます。

○内閣官房長官 本日の会議で「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」が決定されました。

策定に向けては、①人生100年時代において、多様な選択を可能とする社会の構築、②安全・安心な暮らしの実現、③生産性向上と地方創生といった観点から御検討いただき、人生100年時代を見据えた女性の学び直しや就業への支援、昨今の児童虐待問題に対するDV対応と児童虐待対応との連携強化や、民間シェルター等における被害者支援のための支援策の強化、官民連携型プラットフォームを通じた女性にとって魅力的な地域づくりに向けた取組の推進、女性活躍推進法の改正を踏まえた、中小企業への行動計画の策定支援や女性活躍情報の「見える化」の深化といった女性活躍を加速するため、今まさに取り組むべき施策が盛り込まれております。

この「重点取組事項」は、6月中旬に開催予定の「すべての女性が輝く社会づくり本部」において「重点方針2019」として、最終決定されることとなります。関係閣僚においては、本部決定に向け、引き続き御協力をお願いいたします。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、恐れ入りますが、プレスの方、御退室、よろしいですか。

(プレス退室)

○男女共同参画担当大臣 それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。